

## Q5：外国人児童生徒等への指導・支援について教えてほしい。

A： 学校に外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒（以下「外国人児童生徒等」という。）が一人でも在籍していれば、日本語指導をはじめ特別な指導が必要になる。外国人児童生徒等が、所属する学級（在籍学級）で学習活動に参加できるようにするためには、全教職員で支援に取り組むことが大切である。また、「異文化理解」「多文化共生」「人権の尊重」などの視点を持ち、違いを認め、助け合える共生を目指した学級づくり、学校づくりが求められている。

以下に、外国人児童生徒等への指導・支援について述べる。

### 1 外国人児童生徒等への指導・支援についての捉え方

学習指導要領総則第4の2に、以下のように示されている。

- (2) 海外から帰国した児童（生徒）などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する**日本語指導**
- ア 海外から帰国した児童（生徒）などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。
- イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

### 2 日本語指導について

#### (1) 日本語指導が必要な児童生徒

- ① 日本語で日常会話が十分にできない児童生徒
- ② 日常会話ができても、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒

海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、重国籍や保護者の一人が外国籍である等の理由で日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情によることが考えられる。

日本語指導が必要かどうかの判断は、日本語の能力、生活・学習・適応状況等を日本語指導担当教員、担任など当該児童生徒に関わる複数人で把握した結果を参考に、校長の責任の下で行い、「個別の指導計画」を作成して日本語指導を行う。

#### 〔学校内で作成する個別の指導計画〕

児童生徒に関する記録	指導に関する記録
・氏名 ・生年月日 ・国籍等 ・家庭内で使用する言語 ・入国年月日/学校受入れ年月日 ・生育暦/学習暦 ・家族構成/家庭状況 ・学校内外での支援状況 ・進路希望	・日本語の能力 ・指導目標/内容/形態 ・指導者の名前 ・指導場所 ・授業時数/指導期間 ・授業内容や方法に関する評価及び学習状況 等

#### (2) 「特別の教育課程」の編成・実施

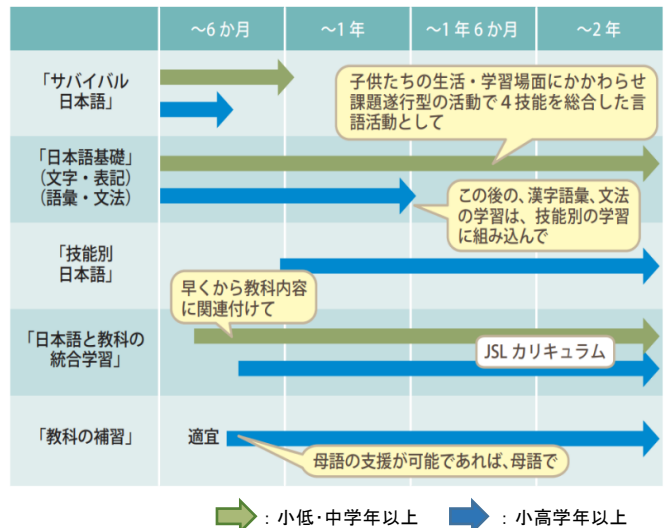
「特別の教育課程」とは、帰国・外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるように、日本語や各教科の指導等について、児童生徒一人一人に応じて編成する教育課程である。きめ細かな指導を、計画的・組織的、継続的に行うことができる。

① 指導内容	児童生徒が日本語で <b>学校生活</b> を営み、 <b>学習</b> に取り組めるようになるための指導
② 指導対象者	小・中学校段階に在籍する <b>日本語指導が必要な児童生徒</b> ※学校長が判断
③ 指導者	日本語指導担当教員（ <b>実施する校種の教員免許を有する教員</b> ） または、担当教員+指導補助者
④ 授業時間	年間 <b>10単位時間～280単位時間</b> が標準
⑤ 形態・場所	原則として、児童生徒の在籍する学校における「 <b>取り出し指導</b> 」 (指導者確保が困難な場合は、他の学校における指導が認められる。)
⑥ 計画・評価	指導計画の作成と学習評価を実施すること <b>計画と実績を学校設置者に提出</b>

### 3 指導・支援の実際

日本語指導担当教員等が中心になって、「来日直後」、「日常会話ができるまで」、「在籍学級の授業に参加できるまで」など段階を踏まえつつ、個々に合った学習内容を決定することが必要である。右図は、個別の指導計画を作成して「特別の教育課程」による指導等を行う際の指導計画（コース設計）の例である。プログラムを組み合わせ、長期的にコースを設計し、3か月に1回程度、計画を再検討するとよい。

また、「入り込み指導」による支援や担任・教科担当等授業者による授業の中での配慮を行うなど、柔軟な対応が必要である。使用するワークシートやテスト用紙にルビを振ったり、授業で使用する言葉に配慮したりすることも考えられる。



【コース設計 プログラムの組み合わせ例】  
 「外国人児童生徒受入れの手引き」改定版  
 第3章日本語指導担当教師の役割 参照  
 文科省



#### 【こんなケースはありませんか?】



日常生活に必要な日本語もほぼ習得し、友人と楽しく会話をしています。しかし、授業では発言が少なく、課題があまり進みません。学習内容が理解できていないのでしょうか。

これは「生活言語能力」（1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力）と「学習言語能力」（教科等の学習場面で求められる情報を入力・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるような思考を支える言語の力）の違いによるものです。「生活言語能力」は2年ほどで習得できると言われていますが、「学習言語能力」は、習得までに5～7年かかると言われています。日常会話はある程度できるようになっても、教科で使用される言葉がなかなか理解できずにつまずいている場合があるということも考え、指導することが大切です。

例) 「あたためる」⇔「熱する」、「つめたくする」⇔「冷却する」、「むし」⇔「こん虫」



「学習言語能力」はどのようにして身に付けることができるのでしょうか。

普段の生活で身に付くことはあまり期待できないので、日本語指導担当教員と担任等との連携が必要です。そこで教科指導の中で日本語の支援も行い、日本語で学ぶ力、日本語で学習活動に参加する力を育てる「JSLカリキュラム（日本語と教科の統合学習）」が作成されました。児童生徒の実態から、日本語の目標を立て、学習を行うために不可欠な語彙や表現等の学習言語（例「こん虫」「頭・むね・はら」「あし」「6本」（ほん・ぼん・ぽん）「～はこん虫ですか。」「はい、～はこん虫です。」「～は足が6本です。だからこん虫です。」）の習得を促し、教科学習の内容理解を支援していきます。

例) 小3理科 単元名 こん虫のかんさつ

教科の目標 : 昆虫の成虫の体は頭、胸、腹からできていることを理解することができる。

日本語の目標 : 「こん虫・頭・むね・はら」を使って、昆虫の特徴を発表することができる。

外国人児童生徒等が抱える問題は、言語習得にとどまらず、学校生活全般に及ぶ。まず、日本の学校に適応し、安心できる「居場所」が確保されるとよい。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるように支援することが重要である。

#### 【参考資料】

- |   |        |     |
|---|--------|-----|
| ・外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版                     | H31. 3 | 文科省 |
| ・小学校/中学校学習指導要領 (平成29年度告示)               | H29. 3 | 文科省 |
| ・海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページCLARINET |        | 文科省 |
| ・情報検索サイト「かすたねっと」                        |        | 文科省 |
| ・「学校教育におけるJSLカリキュラム」                    |        | 文科省 |